

平成26年地方分権改革に関する提案募集

# マイナンバー利用事務の拡大

平成26年8月26日

九州地方知事会  
(大分県)



日本一のおんせん県おおいた おおいた 味力も満載

## 今回の提案について

### (1) 提案項目

#### 社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法、マイナンバー法)】

### (2) 提案内容

マイナンバーは、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、マイナンバー法第9条第1項別表第一によって活用できる事務を限定しているが、別表第一に記載されていない法律による事務も対応できるように改善を求めめるもの。

#### マイナンバー法

(基本理念)

- 第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない
- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に係る情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることよって、**国民の利便性の向上及び行政運営の効率化**に資すること。
  - 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することよって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
  - 三 個人又は法人その他の団体が提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求め、これを避け、国民の負担の軽減を図ること。
  - 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報に法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。
- (略)

(利用範囲)

第9条 別表第二の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(略)

# 番号制度導入によるメリット～導入後～

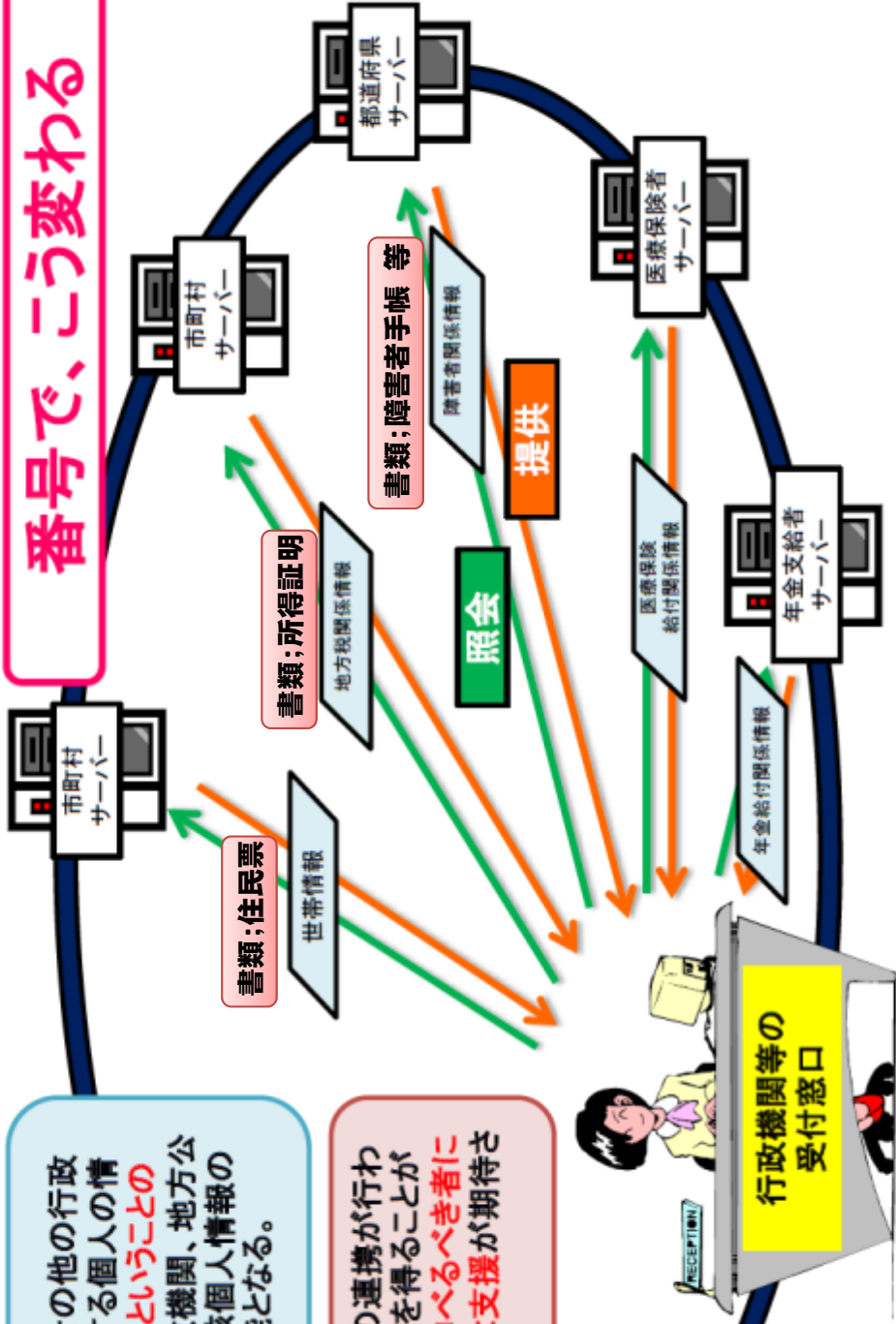
## 番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。



諸手当申請書



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。書類の例：住民票、所得証明、障害者手帳等